

29 高財政第 7 号
平成 29 年 4 月 13 日

各 部 局 長
教 育 長
議会・各委事務局長
警 察 本 部 長
公 営 企 業 局 長

} 様

副 知 事

平成 29 年度予算の執行方針について（通知）

本年度は、経済の活性化や日本一の健康長寿県づくりをはじめとする 5 つの基本政策と、中山間対策の充実・強化等それらに横断的に関わる 2 つの政策のバージョンアップを図るとともに、文化芸術とスポーツの振興を横断的な施策として新たに位置付け、取組を強化するための予算を構築しました。県勢浮揚を実現するため、各施策を進めるにあたっては、それぞれの計画等で掲げた目標の達成に向けて成果にこだわる姿勢を徹底してください。

一方、財政運営の面では、中長期にわたる安定的な財政運営を目指すため、歳出の効率化等とともに、退職手当債の発行を増額し財政調整的基金の取り崩しを抑制することによって財政運営の弾力性を確保するなど、財政調整的基金の残高と県債残高のバランスをとりつつ、当面の財政運営に必要な財政基盤の確保を図りました。

しかしながら、依存財源が歳入の多くを占めるなど、脆弱な財政基盤にある本県の財政状況は、地方交付税制度をはじめ国の制度改正の動向に大きな影響を受けること等から、決して楽観できない状況であります。

こうした環境の中、厳しい選別を経て予算に計上された事業については、その効果を最大限に発揮していかなければなりません。このため、第一に、課題に対してひるまずに真正面から立ち向かうこと、第二に、先例主義に陥ることなく、創造性を発揮しながら仕事を進めること、第三に、市町村政との連携・協調を深め、官民協働を徹底すること、第四に、全国区の視点を持って、常に進化し続ける意識で仕事を進めること、第五に、コンプライアンスを徹底し、公平・公正な予算の執行を心掛けること等を引き続き徹底してください。

その上で、県の予算の財源が県民の皆様の貴重な税金で賄われていることを改めて認識し、予算をただ漫然と執行するのではなく、個別の事業の執行段階においても、その必要性、妥当性、事業の効果等を見極め、関連する法令や下記の方針を遵守し、予算の計画的かつ効果的な執行に努めてください。

記

1 5つの基本政策と3つの横断的な政策のさらなる推進

(1) 経済の活性化

地産・外商のさらなる強化と、その流れをより力強い拡大再生産の好循環へとつなげるための第3期産業振興計画について、目指す将来像の実現に向けた分野ごとの目標を達成するためには、官民協働、市町村政との連携・協調のもと、産業成長戦略の着実な実行や地域アクションプランに基づく事業の支援等にスピード感を持って取り組む必要があることから、以下の点に留意すること。

ア 各施策群同士での連携をより一層徹底し、持続的な好循環を生み出すよう努めること。

イ 県内における市町村や関係団体に加え、県外の団体との連携に努め、取組の効果が最大限に発揮できるよう努めること。

ウ 民間や地域住民等の取組の主体となる方々と手を携える姿勢を持ち、職員自らが率先して取り組むことによって、民間や地域の気運を高めること。

エ 目標を着実に達成するため、5W1Hを明確にした具体的な執行計画を立て、適宜適切な進行管理に努めること。さらにPDCAをきめ細かく働かせながら、具体的な政策効果の発現を目指すこと。

(2) 日本一の健康長寿県づくり

保健・医療・福祉の課題解決に取り組むための第3期日本一の健康長寿県構想の目指す姿の実現に向けて、「地域地域で安心して住み続けられる県づくり」をはじめとする5つの柱に沿った取組を着実に進める必要があることから、以下の点に留意すること。

ア 教育等の分野も含め、保健・医療・福祉の各分野間の連携をより一層徹底するとともに、市町村や関係団体との情報交換及び連携を緊密に図り、取組の効果が最大限に発揮できるよう努めること。

イ アウトカム目標をより重視し、PDCAサイクルをきめ細かく働かせながら、具体的な成果の実現を目指すこと。

(3) 教育の充実と子育て支援

高知県教育大綱の基本理念の実現に向けた基本目標を達成するためには、「チーム学校の構築」や「厳しい環境にある子どもたちへの支援」をはじめとする取組を着実に進める必要があることから、以下の点に留意すること。

ア 市町村教育委員会や地域等との連携・協働はもとより、福祉分野との連携をより一層徹底し、取組の効果が最大限に発揮できるよう努めること。

イ 目標を着実に達成するため、現場の意見を十分に聴くとともに、PDCAサイクルによる検証を行い、取組の改善に努めること。

(4) 南海トラフ地震対策の加速化・強化

第3期南海トラフ地震対策行動計画に基づき、命を守る対策の徹底と助かった命をつなぐための応急期対策の具体化に取り組むとともに、速やかな復旧・復興に向けた生活を立ち上げる対策の検討の加速化を図るため、以下の点に留意すること。

ア 南海トラフ地震対策は、危機管理部だけでなく全庁各部局に関係する取組であることから、各部局において、主体的な取組を進めていくこと。

イ 市町村や関係団体との情報交換及び連携を徹底し、地域地域で実効性のある対策がなされ、取組の効果が最大限に発揮できるよう努めること。

(5) インフラの充実と有効活用

県民生活全般に深く関わるインフラ整備については、本年度から「社会資本整備推進本部会議」において事業効果を検討することとしており、以下の点に留意すること。

ア インフラの整備と有効活用は、全庁各部局に関係する取組であることから、多角的な視点で事業効果を検討し、戦略的に取組を進めていくこと。

イ 国庫補助金等の財源確保に積極的に努め、四国8の字ネットワークの整備促進や浦戸湾の三重防護による地震津波対策等、必要性・緊急性の高いインフラ整備に重点的に取り組むことを通じ、県民の安全・安心の確保と地域経済の活性化を目指すこと。

ウ 公共事業等のできる限りの早期施行に努め、事業効果の早期発現を目指すこと。

(6) 中山間対策の充実・強化

ア 中山間対策は、県の施策全般にかかわる横断的な取組であることから、各部局が常に主体的に取り組む姿勢を徹底すること。

イ 中山間対策関連事業については、各事業の効果を高め、中山間対策の抜本強化を推進するため、中山間総合対策本部を中心として、関係部局と十分に連携しながら執行すること。

(7) 少子化対策の充実・強化と女性の活躍の場の拡大

ア 少子化対策と女性の活躍の場の拡大は、県の施策全般にかかわる横断的な取組であることから、各部局が常に主体的に取り組む姿勢を徹底すること。

イ 関連する事業については、各事業の効果を高め、少子化対策の充実・強化と女性の活躍の場の拡大を推進するため、関係部局と十分に連携しながら執行すること。

ウ 少子化対策が官民協働の県民運動として展開されるよう、民間企業や地域社会等との連携をより一層深め、気運の醸成を図ること。

(8) 文化芸術とスポーツの振興

- ア 文化芸術の振興に関しては、今般「高知県文化芸術振興ビジョン」を策定したところであり、その施策の実施にあたっては、関係部局間の連携を密にするとともに、外部有識者による評価委員会等で施策の実効性を検討するなど、P D C Aサイクルをしっかりと回しながら取り組むこと。
- イ スポーツの振興に関しては、東京オリンピック・パラリンピック等に向けた競技力の向上、生涯スポーツの推進による県民の健康づくり、スポーツツーリズムを通じた観光振興等多くの分野が関わることから、庁内外の関係機関との連携を強化し、官民協働によりP D C Aサイクルをしっかりと回しながら総合的に施策を推進していくこと。

2 予算の計画的・効果的な執行

(1) 予算の適正な執行

- ア 職員一人ひとりがコンプライアンスを徹底し、公益性、費用対効果及び説明責任に留意した上で、公平・公正な予算の執行に心掛けること。
- イ 特に委託事業については、漫然と事業を委託するのではなく、意図する成果を常に意識し、節目節目に確認するなど、組織として十分な進捗管理に努めること。
- ウ 決算特別委員会や監査（包括外部監査人によるものを含む。）による審査結果等を踏まえた適正な執行に留意すること。

(2) 予算執行の適切な管理の徹底

- ア 常に予算の執行状況の把握に努めるとともに、補正予算編成の可能性や不用額、予算の流用の見込みについて、適時、財政課と共有すること。
- イ 特に大規模事業については、事業費の増減等の見込みについて、常に財政課と情報を共有すること。

(3) 事業別の執行計画の策定

- ア 各部局の予算調整責任者を中心に、事業別の執行計画を作成して進行管理に努め、具体的な成果を県民の皆様に実感していただくためのアウトカムを重視したP D C Aサイクルを徹底すること。
- イ 例年、人事異動や予算見積り段階からの内容の見直し等で執行が遅れるケースが多く見受けられることから、円滑な執行に留意すること。

(4) 状況の変化への対応

- ア 当初予算時に想定していた状況に変化が生じて大幅な増減が見込まれる場合等は、改めて費用対効果を検証し、予算執行の是非やその方法について、遅滞なく財政課と協議すること。

イ 年間総合予算として編成したことを踏まえ、補正予算での計上がルール化しているものや重要性・緊急性が極めて高いもの以外の一般行政経費に対する新たな行政需要は、当初予算の執行を工夫するなど各部局で責任を持って対応すること。

3 財源の積極的な確保

(1) 一般財源

ア 県税等の収入未済金の縮減に向けた積極的な取組に加えて、未利用地等の計画的な売却や広告収入の確保に努め、なお一層の歳入の確保を図ること。

イ 県税、地方消費税清算金、地方譲与税等の歳入見込みを定期的に検証するとともに、その情報を庁内で共有し、補正予算及び来年度予算の財源対策に反映させること。

(2) 国庫補助金等

ア 国庫補助金等を財源とする事業については、原則、国の交付決定後に執行することとするが、これにより難しい場合は、国と緊密に連携を図り財源の見通しを確認した上で執行すること。

イ 国庫補助金等の交付決定の事務に遅れが目立つものは、国に早期の対応を要請するなどの適切な措置を講ずること。

ウ 当該歳出予算の支出時期を見極めた上で、早期の収入を図ること。

エ 国庫補助金等の内示が減額となった事業については、遅滞なく財政課と情報を共有し、代替財源の確保及び事業内容の見直しを含む対応策について速やかに検討すること。

4 その他の注意点

(1) 国への対応

国の政策に本県の実情に応じた制度や施策を反映させるとともに、県財政に多大な影響を及ぼすことが予想される国の制度改正に留意する必要があることから、東京事務所及び各部局の予算調整責任者を中心に、積極的な情報の収集と全庁での共有に努めること。また、地方の財源確保に向けた提案の強化を図ること。

(2) 広報広聴の徹底

ア 官民協働と市町村との連携協調を進めていくためにも、県民の皆様十分に理解してもらった上で事業を進める必要があることから、説明責任を意識した、適時・適切かつ戦略的な広報に努めること。

イ 「対話」の姿勢を持って県民の皆様の中に積極的に入ることを心掛け、地域や各界の声に耳を傾け、その実情をしっかりと把握した上で政策に生かすこと。

(3) 公社等の予算

- ア 地方自治法第 221 条第 3 項に規定する公社等の予算も、この方針に準じた適正な予算執行に努めること。また、公社等外郭団体の改革の基本的な方向に沿った見直しが図られるよう、所管課において指導を徹底すること。
- イ 企業会計の予算も、この方針に準じて適切に執行すること。

29 高財政第 7 号
平成 29 年 4 月 13 日

各 課 長
教 育 長
議会・各委事務局長
警 察 本 部 長
公 営 企 業 局 長 } 様

財 政 課 長

平成 29 年度予算の執行等について（通知）

このことについては、「平成 29 年度予算の執行方針について」（平成 29 年 4 月 13 日付け副知事通知）によるほか、下記の事項に注意した上で予算を執行するすべての職員に周知してください。

記

- 1 歳出予算は、本年度も一括配当としており、事業効果を最大に発揮させることができるよう事業の早期執行に努めること。
- 2 普通建設事業費の執行については、今後の国の動向を見極めた上で、指示をすることもあるので留意すること。
- 3 予算執行時に、事業の執行停止や内容の変更、あるいは新たな予算措置や後年度の財政負担を必要とすることが想定される場合には、事前に財政課に協議すること。
- 4 国庫補助金等が減額された場合は、原則、減額後の国庫補助金等見合いの事業執行とするため、事後に補助事業者等が混乱しないよう事前の説明を徹底すること。なお、国庫補助金等が減額されることがわかった場合は、速やかに財政課に報告すること。
- 5 1 億円以上の事業及び別途財政課が指定する事業について、事業費の 10 パーセントを超える不用額が見込まれる場合は、遅滞なく財政課に報告すること。
- 6 予算の流用が必要と見込まれる事案が起きたときは、関係者との調整及び所要の事務手続きを行う前に、財政課と速やかに協議すること。
- 7 大規模建設事業については、①契約の内容・日時、②基本設計、③実施設計、④本体工事、⑤附帯工事等のスケジュール及び各年度の事業費見込みを線表等で整理し、財政課と情報を共有すること。

また、予定をしていた状況に変化が生じた場合は、遅滞なく財政課と対応について協議すること。

- 8 事故繰越は、新たな財源措置が必要となる場合があるため、繰越事業の進行管理には細心の注意を払い、中間検査等の段階から適切な措置を講じること。
- 9 特定財源を充当する歳出予算は、その財源の収入後に支出するという原則を徹底すること。
- 10 事業の執行にあたっては、決算特別委員会や監査（包括外部監査人によるものを含む。）による指摘事項等をなお確認の上、関係法令、規則等を遵守し、計画的かつ効果的な執行に努めること。
- 11 委託料や補助金等で、やむを得ず概算払を必要とするものは、支払いを少なくとも年4回以上に分割し、支払のつど委託先等の資金需要を見極め、過大な概算払とならないよう努めること。
なお、1回の支払い額が500万円以上のものについては、支出時に財政課担当の確認を要するものとする。